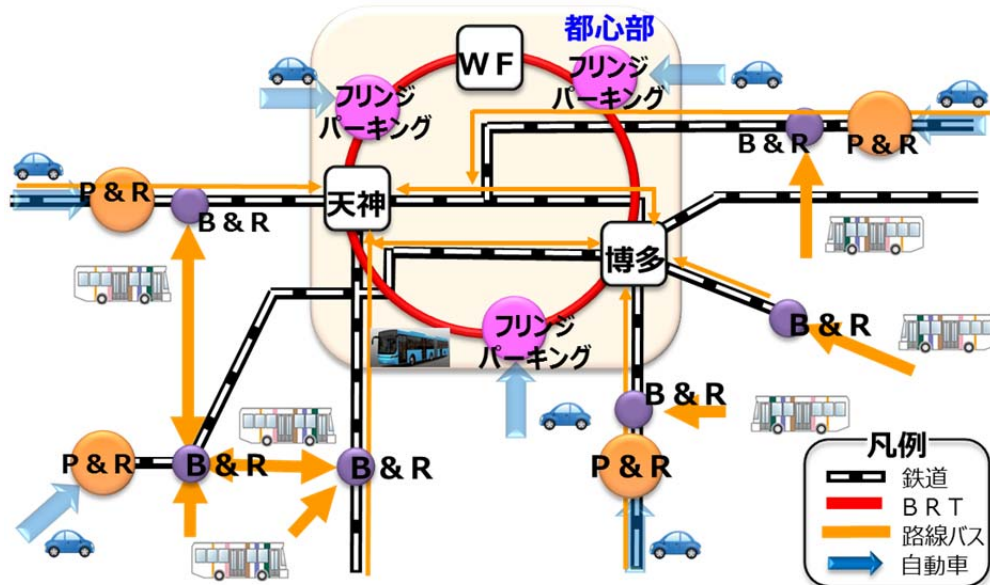


福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正理由

本市では、平成26年5月に策定した「福岡市都市交通基本計画」において、公共交通を主軸とした総合交通体系の構築を目指すこととしており、マイカーから公共交通への転換促進や自動車交通を削減・抑制する様々な交通対策の一環として、条例の見直しを行うもの。



＜目標とする交通体系のイメージ＞

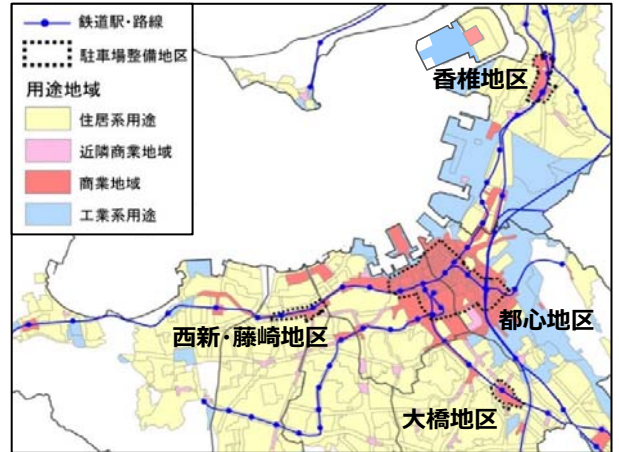
2. 現在の附置義務制度と見直し案の概要

現 状	見直し案
<p>1. 対象地域 商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区</p>	<p>1. 対象地域 見直し無し</p>
<p>2. 対象建築物の用途及び規模 特定用途（店舗、事務所等）：床面積が1,500㎡超 非特定用途（住宅等）：床面積が2,000㎡超</p>	<p>2. 対象建築物の用途及び規模 見直し無し</p>
<p>3. 附置義務台数の算定式 特定用途：（特定用途床面積-1,500）÷300㎡ 非特定用途：（非特定用途床面積-2,000）÷450㎡</p>	<p>3. 附置義務台数の算定式 見直し無し</p>
<p>4. 荷さばきのための駐車施設 対象地域：駐車場整備地区 対象用途：特定用途 附置義務台数の算定式：特定用途床面積÷6,000㎡</p>	<p>4. 荷さばきのための駐車施設 ■ 荷さばき駐車施設を確保する対象地域の拡大…3-(1)</p>
<p>5. 車いす利用者のための駐車施設 対象建築物：店舗、病院等 規 模：附置義務台数の1/100</p>	<p>5. 車いす利用者のための駐車施設 見直し無し</p>
<p>6. 附置場所の特例 市長が敷地内に設けることが著しく困難又は不相当と認めて承認した場合は、当該建築物の敷地から概ね300m以内の場所に駐車施設を設けることができる。 ※敷地内確保が原則</p>	<p>6. 附置場所の特例 ■ 隔地制度（敷地外での駐車場確保）を認める要件の明確化 …4-(1)</p>
<p>現状、制度に無い事項</p>	<p>7. 新たに追加する施策 ■ 自動二輪車駐車施設の確保…3-(2) ■ 都心部における施策…3-(3) ①公共交通利用促進措置の実施による台数低減 ②隔地制度の運用による駐車場の集約化</p>

3. 条例の見直し内容

3-(1) 荷さばき駐車施設を確保する対象地域の拡大（第4条）

荷さばき駐車施設は、平成8年の条例改正において、商業地域のうち、特に商業・業務機能が集積し、物流活動が活発な都心部及び広域拠点において路上荷さばき対策が急務であったことから、このエリアをカバーしている「駐車場整備地区」を対象地域としていましたが、近年、「商業地域」全域において、荷さばき駐車需要が高いことから、対象地域を「商業地域」に拡大します。



【現行】

- ・対象地域：駐車場整備地区
- ・対象用途：特定用途（店舗，事務所等）
- ・原単位：面積6,000㎡あたり1台

【見直し案】

- ・対象地域：商業地域
- ・対象用途：特定用途（店舗，事務所等）
- ・原単位：面積6,000㎡あたり1台

3-(2) 自動二輪車駐車施設の確保（第3条の2，第5条の2）

近年、自動二輪車の保有台数が増加しており、都心部などにおいては、違法駐車も見られることから、自動二輪車の駐車施設の設置を新たに義務付けます。

- ・対象地域：商業地域，近隣商業地域
- ・対象建築物：特定用途（店舗，事務所等）
- ・原単位：【店舗】面積3,000㎡あたり1台
【その他の特定用途】面積5,000㎡あたり1台

※敷地内確保が原則。やむを得ない場合は附置場所の特例を承認

※自動車駐車場1台を自動二輪車駐車場5台に振りかえることも可能

3-(3) 都心部における施策

① 公共交通利用促進措置の実施による附置義務台数の低減（第3条，第8条の3）

公共交通の利便性が高い都心部（天神・博多）において、公共交通利用促進措置が実施される建築物に対して、附置義務台数を低減します。

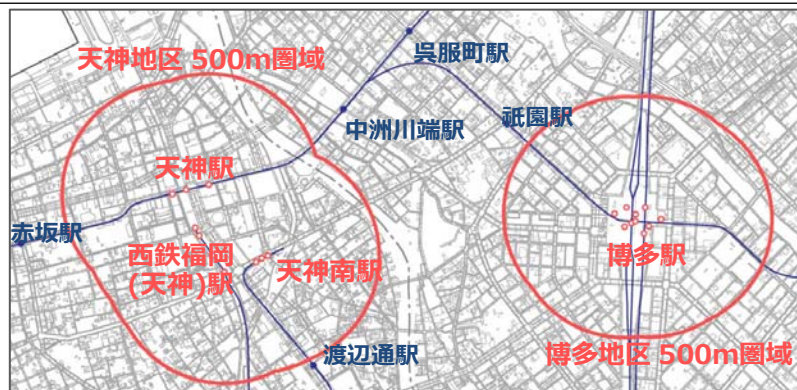
- ・対象エリア：鉄道駅の改札口から500m（天神・博多）

<公共交通利用促進措置の例>

- ・公共交通利用者への割引サービスや運賃補助，鉄道駅への地下通路等の接続など

※低減できる台数は、附置義務台数の40%を上限とする

※公共交通利用促進措置の実施状況を毎年報告

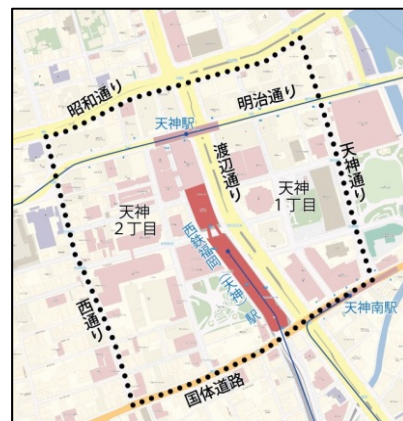


《対象エリア》

② 天神中心部における駐車場の隔地化と集約化（第8条，第8条の2）

天神中心部は、自動車の発生集中量が最も多い地区であり、天神交差点や天神橋口交差点が主要渋滞箇所を選定されるなど、交通混雑が見られます。

さらに、国家戦略特区として航空法の高さ制限の特例承認が認められたことなどを契機に民間開発の機運が高まりを見せており、条例制定以前に建築された駐車場が設置されていない建築物が、現状の附置義務制度に基づき建て替わることで、駐車場が増加し、都心部への自動車の流入増が見込まれるため、交通混雑緩和を図る取り組みとして、一定のエリアを定め、エリア外への駐車場の隔地化を促します。



《対象エリア》

また、駐車場出入口付近における歩行者との交錯や交通混雑を低減するため、駐車場出入口の共同化や駐車場の集約化を促します。

・対象エリア：天神中心部の幹線道路で囲まれたエリア

・附置場所の特例

(1) 隔地先は、敷地から概ね500m以内の場所、または別途定める駐車場

※「荷さばきのための駐車施設」「車いす利用者の駐車施設」は原則敷地内

(2) 対象エリア内への隔地は原則認めない

※対象エリア内の建築物については、駐車場の集約化など、交通処理上有効と認められる場合、エリア内の隔地も可能とする

4. 条例の見直しにあわせた新たな取り組み

4-(1) 隔地制度（敷地外での駐車場確保）を認める要件の明確化

これまで、個別の敷地状況により敷地外確保の特例を承認してきましたが、特例を認める要件を明確化します。

【主な要件案】

- ・敷地が自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
- ・建築物の増改築等において、附置義務増加分を設置するスペースがない場合
- ・敷地面積が500㎡以下である場合
- ・敷地内に駐車場を確保することで、周辺交通への負荷が大きい場合 など

※隔地駐車場の管理状況を毎年報告

4-(2) 附置場所の特例の適用，都心部における施策の審査体制について

附置場所の特例の適用や、都心部における施策の運用にあたっては、敷地形状、敷地周辺の道路や交通状況、地域特性に応じたまちづくりの視点などから判断する必要があるため、関係部署からなる審査体制を設けます。

5. 施行期日

平成29年4月1日